

## 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動(以下、「撤去等」という。)する責任は、運航者又は当該機の所有者(以下「運航者等」という。)がこれを有していることを確認すると共に、運航者等が当該責務の全部又は一部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

### (1) 福岡国際空港株式会社による航行不能航空機の撤去又は移動について

航空機が滑走路上等において航行不能の状態に陥ったことにより空港の運用に影響を及ぼしている場合において、運航者等として、当該機の撤去等を自ら行う能力を有しないと福岡国際空港株式会社(以下「FIAC」という。)が判断した場合(撤去等に相当の時間を要する場合、運航者等がすみやかに撤去等の見通しを明らかにしない場合を含むが、これらに限らない。)には、FIAC が当該機の撤去等を行うことに同意し、また、その場合は以下の事項を承諾します。

- (ア) FIAC が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
- (イ) FIAC が行った撤去作業費用、撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)及び撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む)について負担することとし、これを FIAC と協議のうえ、定められた期限までに支払うこと。

### (2) FIAC が行う撤去作業の方法

撤去作業は FIAC があらかじめ作成した撤去計画により行われること。

### (3) 免責

- (ア) FIAC が行った撤去作業により生じた損害については、一切の請求を行わないこと。ただし、FIAC の故意又は重過失があるときは、この限りではない。
- (イ) FIAC が行った撤去作業により負傷者が発生した場合、FIAC 又は当該負傷者に対し、運航者等が当該損害を賠償すること。ただし、当該損害発生に運航者等の責に帰すべき理由が存しない場合は、この限りではない。

### (4) 保険会社との調整

上記事項の履行に際して支障が生じないよう、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で保険を付保するなど調整を行うこと。FIAC から当該調整に関する資料(保険証券の写しを含むが、これに限られない。)の提出を求められた場合、速やかに応じること。ただし、FIAC が特に認めた場合は、この限りではない。

(5) 本同意書の履行に疑義が生じた場合の措置

FIAC が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。

(6) 協議

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。ただし、緊急を要すると FIAC が判断した場合には、この限りではない。

日付

運航者等 \_\_\_\_\_  
所属・代表者名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

署名:

\_\_\_\_\_